

京都市社会福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市社会福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第3項及び第4項，第2条第2項，第4項及び第6項並びに第3条第3項及び第4項中「臨時委員」を「特別委員」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)